

第2回 学校の組織運営体制の在り方研究会（概要）

1 日 時 平成19年9月14日(金) 午後1時から同3時まで

2 場 所 ルビノ京都堀川「銀閣の間」(2階)

3 主な意見等

(1) 学校組織を検討する際の視点について

学校教育法、教育免許法、地教行法の三法の改正は、分権推進の流れを確固たるものにしていくという点で繋がっている。地方でやってもらうことは地方で、学校でやってもらうことは学校でやってもらうということである。今後さらに様々な権限が委譲・授権されることになるが、与えた権限をうまく機能させる必要があり、そういった仕組み作りをしようという法改正であったのではないかと考えている。学校組織について考えていく上で、これを踏まえておくことが大切だと考えている。

校長力とは、専門性×人間力÷子ども・教員の数、で表せるものではないかと思う。子ども・教員の数が増えれば、対応しなければならないことが増加し、その結果、校長力は落ちることになる。そのため何らかの形で分有することは必要であろうし、校長がチームとしてリーダーシップをどのように確保していくのかが重要であろう。

副校長・主幹教諭・指導教諭を新たに作るためには、職の内容を明確にする必要がある。校種ごとに状況は異なるであろうし、そのことも踏まえて、新たな職にどのような職務をもたせるのか検討していく必要がある。

新たな職については、従来の学校組織上の課題を克服し、今後の新たな課題に対応するためには概ね必要だと考えているが、学校教育の質を向上させ、児童生徒への教育を一層充実させるという視点で、十分に議論・検討をしていく必要がある。

(2) 主幹教諭の職務等について

小学校では、教育管理は教務主任、児童管理は教頭が担当しているが、その他に保護者や地域対応、文書処理もあり、両者の業務量は膨大である。組織を活性化させることは大変重要であるが、そのためには人的措置が必要である。

子どもと向き合うことが一番優先されるべきであり、管理的・指導的な面をもった主幹教諭が新たに配置されることは有意義である。

大規模の中学校では、実態として教務主任と生徒指導主任が管理職に準ずるような仕事をしている。教務主任・生徒指導主任を主幹教諭に位置付け、その分の定数が増えれば、教員の多忙化解消にもなり、教員が今まで以上に生徒に関わっていただけるのではないかと。

高等学校では、外部の機関との連携や外へのアピールが非常に重要になっており、校長が外回りに出ることが多くなってきている。校長の権限を副校長(教頭)に、副校長(教頭)の権限を主幹教諭に委譲することで、例えば、副校長が外回りに出られるようになるなど、学校運営上効果的である。

校長の学校目標・学校経営目標の具現化において主任制度の果たす役割は非常に大きい。しかし、指導助言、調整役だけではうまくいかないことが多く、教諭より上位の職として取りまとめ、整理する権限を与えることによりスムーズにいくのではないかと。

特別支援学校では部主事が総括主事になり、経営参画意識の向上と同時にその役割が大きくなり、例えば、総括主事が地域センター長として地域連携を一手に取り仕切ったりしており、学校の運営体制を充実させることになった。大阪府では部主事を首席に位置づけているが、そのことにより体制整備とともに処遇改善も図られている。主幹教諭の設置については、学校運営体制を充実させる観点から必要である。

小学校の場合、小規模校においては専任の教務主任の定数がないこともあるので、まずは15クラス以上で考えて、次に10クラスのところを考えるということが適当である。

中学校の場合、生徒が50人以下の学校から900人を超える学校までと学校規模の差が大きい。大規模校では複数配置も必要であろう。

(3) 指導教諭の職務等について

教員は様々な役割を持っているが、保護者からは、校長、教頭、それ以外の先生としか見えず、担任がすべてである。保護者は担任の先生にもっと力をつけていって欲しいと考えており、それを担う先生がいるのは良いことである。

指導教諭の配置は、教員の指導力を高める上で大変有意義であり、将来的には全ての学校に配置されるべきである。

指導教諭については地域性や教科バランスを考慮しながら配置していく必要がある。